

神奈川県土地利用調整条例施行規則

(平成8年7月19日 神奈川県規則第97号)

改正	平成9年3月31日	規則第36号
改正	平成12年3月31日	規則第40号
改正	平成12年8月1日	規則第131号
改正	平成13年5月15日	規則第86号
改正	平成14年3月8日	規則第19号
改正	平成14年7月16日	規則第77号
改正	平成17年1月21日	規則第2号
改正	平成17年3月29日	規則第108号
改正	平成17年12月27日	規則第163号
改正	平成18年12月28日	規則第121号
改正	平成27年3月27日	規則第26号
改正	平成30年3月20日	規則第10号
改正	令和元年6月25日	規則第15号
改正	令和3年9月28日	規則第80号
改正	令和5年3月10日	規則第14号
改正	令和6年3月29日	規則第33号
改正	令和7年3月25日	規則第22号

(公有水面における工作物)

第1条 神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する規則で定める工作物は、土地（公有水面の水底を含む。）に定着する工作物であって、その一部が水流又は水面の上にあるものをいう。

(土地の利用目的の変更を伴わない等の開発行為)

第2条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) その土地の利用目的（別表1の項から17の項までに掲げる土地利用目的のいずれかをいう。）を変更しない開発行為
- (2) その土地の利用目的を別表2の項又は3の項に掲げる土地利用目的から同表1の項に掲げる土地利用目的に変更する開発行為
- (3) その土地の利用目的を別表5の項から17の項までに掲げる土地利用目的のいずれかから同表1の項から3の項までに掲げる土地利用目的のいずれかに変更する開発行為

(埋立行為に係る適用除外の区域)

第3条 条例第3条第1項第7号に規定する規則で定める区域は、横須賀市走水二丁目1,157番4地先に設置された標柱（北緯35度15分45秒、東経139度44分09秒）から45度の線以北の公有水面の区域とする。

(公益性の高い開発行為等)

第4条 条例第3条第1項第9号に規定する規則で定める開発行為等は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第1号から第8号まで、第10号から第15号まで、第17号の2から第20号まで、第31号及び第33号から第34号の3までに掲げ

る施設等に関する事業として行う開発行為

- (2) 農業用排水施設、農業用道路、林道その他農業、林業若しくは漁業の用に供する施設に関する事業又は森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林の保全のために必要な事業若しくは同法第41条第3項に規定する保安施設事業として行う開発行為
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地（以下「農地等」という。）の造成事業として行う開発行為（農地等において行うもの又は国若しくは地方公共団体が行うものに限る。）
- (4) 農地等における土石の採取を目的とする開発行為（その土地の形質を着手後3年以内に原状に復するものに限る。）
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校若しくは中学校（私立学校を除く。）の設置又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定による公民館の設置を目的とする開発行為
- (6) 国が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定により合衆国軍隊が使用する施設及び区域（以下「合衆国使用施設等」という。）において行う開発行為
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設（同条第6項において港湾施設とみなされるものを含む。以下「港湾施設」という。）若しくは漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設（以下「漁港施設」という。）のうち既存の施設の維持管理に必要な施設又は海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設の新築、増築若しくは改築を目的とする埋立行為
- (8) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる開発行為等で知事との調整が整ったもの
 - ア 国又は地方公共団体（法令の規定により国の行政機関又は地方公共団体とみなされて森林法第10条の2第1項第1号の規定が準用される者を含む。）が行う開発行為
 - イ 農地等の造成事業として行う開発行為（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業であるものに限る。）
 - ウ 港湾施設、漁港施設、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊の業務の用に供する施設又は合衆国使用施設等の新築、増築又は改築を目的とする埋立行為

（開発計画書）

第5条 条例第3条第2項に規定する開発計画書は、第1号様式とする。

（添付図書）

第6条 条例第3条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 土地利用計画平面図
- (3) 土地利用計画断面図
- (4) 施設（建築物、工作物等）計画図
- (5) 排水計画図
- (6) 開発区域現況図

(7) 環境現況・配慮概要書

(8) その他知事が必要と認める図書

2 知事は、その必要がないと認めるときは、前項第3号から第7号までに掲げる図書の一部の添付を省略させることができる。

(記載事項)

第7条 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 開発区域の土地に対する法令の規定による指定等の状況

(2) 開発区域の土地に対する権原取得等の状況

(3) 開発行為等の場所を選定した理由

(4) 開発行為等の着手及び完了の予定年月日

(5) 開発行為等が自然環境又は生活環境に及ぼす影響等に関する事項

(6) 開発行為等が社会的、経済的又は文化的状況に及ぼす影響等に関する事項

(7) 条例第4条第1項の規定による周知及び意見の聴取の時期、方法等に関する事項

(8) その他参考となるべき事項

(周知等状況報告書)

第8条 条例第4条第2項の規定による報告は、周知等状況報告書（第2号様式）により行わなければならない。

(開発計画変更届)

第9条 条例第7条の規定による届出は、開発計画変更届（第3号様式）により行わなければならない。この場合において、当該届出に係る変更が事業者の変更であるときは、新たに事業者となる者との連署により行わなければならない。

2 前項の開発計画変更届には、第6条第1項各号に掲げる図書のうち当該届出に係る開発計画の変更により内容が変更するものを添付しなければならない。

(開発計画変更書等)

第10条 条例第8条第1項の規定による協議は、開発計画変更書（第4号様式）により行わなければならない。この場合においては、前条第1項後段の規定を準用する。

2 条例第8条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、条例第3条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に係る変更その他知事が特に軽微であると認める変更とする。

3 条例第8条第2項の規定による届出は、開発計画変更届により行わなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

5 条例第8条第3項に規定する規則で定める図書は、第6条第1項各号に掲げる図書のうち当該協議に係る開発計画の変更により内容が変更するものとする。

(開発計画廃止届)

第11条 条例第10条の規定による届出は、開発計画廃止届（第5号様式）により行わなければならない。

(開発行為等着手届等)

第12条 条例第12条第1項の規定による届出は、開発行為等着手届（第6号様式）により行わなければならない。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、開発行為等完了届（第7号様式）により行わなければならない。

(公表)

第13条 条例第16条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第3条第2項第1号及び第4号に掲げる事項
- (2) 違反の事実
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第16条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、第8号様式とする。

(開発計画書等の提出部数)

第15条 開発計画書又は開発計画変更書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 第6条、第9条第2項(第10条第4項において準用する場合を含む。)又は第10条第5項に規定する図書の提出部数は、5部以内で知事が必要と認める部数とする。

(審査結果通知までの期間)

第16条 知事は、条例第3条第2項の規定による開発計画書(これに添付すべき図書を含む。)及び条例第4条第2項の規定による周知等状況報告書(以下「開発計画書等」という。)の提出があった日(開発計画書等の補正を要する場合にあっては、当該補正がなされた日)から5月以内に、条例第5条第1項の審査結果通知書を交付するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、条例第8条第4項の再審査結果通知書の交付について準用する。

(土地利用調整会議)

第17条 条例第3条第1項又は第8条第1項の規定による協議については、県土の計画的利用の見地から、別に定める神奈川県土地利用調整会議において審議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項に規定する規則で定める市町村は、次に掲げるものとする。

- (1) 松田町(都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域に限る。)
- (2) 山北町
- (3) 箱根町
- (4) 真鶴町
- (5) 湯河原町

3 この規則の施行の日前に知事との調整が整った開発行為等は、第4条第9号に規定する開発行為等とみなす。

附 則 (平成9年3月31日規則第36号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第40号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月1日規則第131号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 5 月15日規則第86号）

この規則は、平成13年 5 月18日から施行する。

附 則（平成14年 3 月 8 日規則第19号）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 7 月16日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 1 月21日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日規則第108号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年12月27日規則第163号）

この規則は、平成18年 3 月20日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第121号）

この規則は、平成19年 3 月11日から施行する。

附 則（平成27年 3 月27日規則第26号）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項第 7 号を削る改正規定は、同年10月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年 3 月20日規則第10号）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事に提出されている開発計画書に係る開発行為については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月25日規則第15号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日規則第33号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

○規則別表

別表（第2条関係）

番号	土地利用目的	内 容
1	森林及び原野	森林法第2条第1項に規定する森林及び雑草、かん木類等が生育する土地で開発又は整備がなされていないもの
2	農地等	農地及び採草放牧地
3	公園及び緑地	公園、公共の用に供する広場及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条第1項に規定する緑地（1の項、2の項及び16の項に掲げるものを除く。）
4	水面、河川及び水路敷地	湖沼、ため池、河川（河川法（昭和39年法律第167号）第3条又は同法第100条に規定する河川をいう。）、水路その他流水を誘導管理する施設の敷地である土地
5	道路鉄道等用地	一般交通の用に供する道路、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第1号に規定する普通索道の用に供する土地
6	住宅用地	主として住宅としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
7	商工業施設用宅地	主として商業施設又は工業施設としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
8	研究研修施設用宅地	主として研究施設又は研修施設としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
9	教育文化施設用宅地	主として学校、博物館、劇場等の教育施設又は文化施設としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
10	福祉医療施設用宅地	主として児童福祉施設、介護老人保健施設、病院等の福祉施設又は医療施設としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
11	その他の宅地	6の項から10の項までに規定する建築物以外の建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
12	墓地墓園用地	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第4項に規定する墳墓その他これに準ずる施設の集合的な設置の用に供する土地
13	土石採取用地	土石（岩石、砂利（砂及び玉石を含む。）又は土をいう。以下同じ。）の採取の用に供する土地
14	廃棄物処理施設用地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）の分別、保管、積替え、再生、処分等を行うための施設の用に供する土地
15	発生土処分場用地	工事その他土地の形状の変更行為に伴って生ずる土石（廃棄物であるものを除く。）の処分の用に供する土地
16	レクリエーション施設用地	運動場、野球場、キャンプ場等のスポーツ施設又はレクリエーション施設の用に供する土地（11の項に掲げるものを除く。）
17	その他の用地	1の項から16の項までのいずれにも該当しない土地